

日本生活期リハビリテーション医学会認定医の認定に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、日本生活期リハビリテーション医学会認定医の認定に関する内規（以下、内規という。）に基づき、日本生活期リハビリテーション医学会認定医（以下、生活期認定医）の認定に関する手続きについて定めるものである。
- 2 生活期認定医の認定
 - (1) 生活期認定医の認定審査は年1回実施する。
 - (2) 認定申請のための要項（申請書および関係の用紙等の請求方法と請求期間および申請受付期間等）については医学会ホームページに公示し、会員への電子メールにて通知する。
 - (3) 認定の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会の決定
 - 2) 理事会の承認
 - 3) 該当者への通知
 - 4) 登録料の納付の確認
 - 5) 登録
 - 6) 認定証の交付
- 3 認定の取消
 - (1) 生活期認定医制度に関する規則第6条にもとづく認定の条件に欠ける理由とは次のとおりとする。
 - 1) 医師の資格または会員の資格を失ったとき
 - 2) 認定に関して不正行為の判明したとき
 - 3) 生活期認定医生涯教育に関する内規第2条の条件を満たさなかったとき
 - 4) 本人が資格を辞退したとき
 - (2) 認定取消の手順は次のとおりとする。
 - 1) 認定委員会における取消の決定
 - 2) 本人への通知と、3月以上の期間において不服の申し立てがないことを確認
 - 3) 理事会の承認
 - 4) 理事長名による本人への通知
- 4 内規第2条(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の判定は次のとおりとする。
 - (1) 医師資格取得後6年以上かつ3年以上の生活期のリハビリテーション診療経験を有していること。
 - (2) 本医学会加入後2年以上、という場合の年月の算定は、その状況の生じた月の当初から認定日の前月末日までに2年以上経過していることを示す。
 - (3) 「生活期のリハビリテーション医療にかかわる医師のための研修会」の初級、中級、上級の研修会を全ての修了については事務局にて確認する。
 - (4) 10症例の症例報告の記載には、既定の用紙を用いる。
 - (5) 生活期のリハビリテーション医療及び地域活動の実績の記載は、自由形式とし1,200文字以内にまとめたものを提出する。
 - (6) 日本生活期リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会学術集会、日本リハビリテーション医学会秋季学術集会、日本リハビリテーション医学会地方会学術集会にて生活期のリハビリテーション医学・医療に関する発表（主演者に限る）の抄録のコピーを提出することにより確認する。
- 5 本申し合わせの改廃は、理事会の承認を必要とする。

- 1 本申し合わせは、令和6年4月3日より施行する。